

高梁総合文化会館 利用許可申請書兼利用許可書

令和 年 月 日

高梁市文化センター長 殿

次のとおり利用したいので申請します。

申請者	団体名	
	団体の代表者	①
	住所	〒 —
	電話	( ) —
	メール	

催物名		予定人員	関係者	人
催物の内容			参集者	人
会場責任者	氏名	住所	〒 —	電話 ( ) —

使用日時等: 令和 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで

使用区分	使用場所	開場				開演				終演			
		午前	午後	夜間	全日								
→ 該当区分に○をつけてください。	ホール					基本使用料							
	楽屋 ( 1 )												
	楽屋 ( 2 )												
	楽屋 ( 3 )												
	リハーサル室												
	展示ロビー												
	レクチャールーム												
	工芸創作室												
	会議室												
	会議室 ( 和 )												
	浴室												
ホールの附属設備使用料は使用後の請求になります		小計				円	円	円	円	円	円	円	円
		合計				円							

上記施設の利用を許可します。

利用許可番号 第 号

センター長印

高梁市文化センター長

※利用許可はセンター長印によって効力を生じます。

使用設備

有線マイク(演台)	本	スタンドマイク	本
ワイヤレスマイク	本	ピンマイク	本
プロジェクター	スクリーン	冷暖房( 時 ~ 時)	

入場料

有( 円 円 円) 無

その他

飲食	有 ;	備品借用	備考
撮影	有 ;	物品販売	

※飲食・借用・撮影・物販は、各々申請書の届出が必要です。

徴収番号 ¥

その他追加等

センター長 副センター長

受付印